

ひょうごインターキャンパスホームページ広告掲載要綱

1. 趣旨

第1条 この要綱は、(公財)兵庫県生きがい創造協会 生涯学習部（以下「兵庫県生きがい創造協会」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 兵庫県生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス(兵庫県生涯学習の広場)」ホームページ(以下「ひょうごインターキャンパスホームページ」という。)

兵庫県生きがい創造協会が管理するホームページで、<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/>で始まるものをいう。

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

3. 広告の掲載場所

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、兵庫県生きがい創造協会が別に定めるものとする。

4. 広告の掲載基準

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、広報媒体としての品位、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(2) 社会問題についての主義・主張

(3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8) 法令、規則等に反するもの

(9) 求人広告に関するもの

(10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(11) 貸金業に関するもの

(12) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県生きがい創造協会が認めるもの

5. 広告の種類、規格等

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、兵庫県生きがい創造協会が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

6. 広告の掲載期間

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、兵庫県生きがい創造協会が別に定める。

7. 広告掲載の募集方法

第7条 広告主の募集は、原則として本ホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。

- (1) 広告の掲載期間が長いもの
- (2) 公共性、公益性が高く、県民の生涯学習の向上につながるもの

2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集をおこなう。

8. 広告掲載の申し込み

第8条 広告の掲載を希望する者は、「ひょうごインターキャンパスホームページ」に掲載の「広告掲載申込書」(様式第1号)により、兵庫県生きがい創造協会に申し込むものとする。また、広告掲載期間延長を希望する者は、「広告掲載延長申込書」(様式第1号の2)により、兵庫県生きがい創造協会に申し込むものとする。

9. 広告掲載の決定

第9条 兵庫県生きがい創造協会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査を行い、広告主を決定する。

2 兵庫県生きがい創造協会は、第3条の規定で定めた枠数を超過して広告掲載の申し込みがあった場合は、第7条の定めに従い広告掲載を判断する。

3 兵庫県生きがい創造協会は、広告掲載の可否を決定したときは、「ひょうごインターキャンパスホームページ広告掲載(不掲載)通知書」(様式第2号、第2号の2)により当該申込者に通知する。

10. 広告原稿の作成及び提出

第10条 広告主は、兵庫県生きがい創造協会の指定する日までに、第4条及び第5条の規定に基づき作成した広告を、電子メールもしくはCD-R等の記録媒体により、兵庫県生きがい創造協会に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 兵庫県生きがい創造協会は、提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

11. 広告掲載料

第11条 広告の掲載料は次のとおりとする。

1 枠あたり月額4,000円(消費税及び地方消費税を含む)。

2 広告主は、原則として広告掲載料を兵庫県生きがい創造協会が発行する納付書により指定日までに一括して前納するものとする。

12. 広告掲載の方法

第12条 兵庫県生きがい創造協会は、第10条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに掲載するものとする。

2 兵庫県生きがい創造協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

13. 広告掲載の取り消し

第13条 兵庫県生きがい創造協会は、掲載された広告又はそのリンク先のホームページの内容が、第4条の規定に反すると判断したときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

2 兵庫県生きがい創造協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

14. 広告掲載の取り下げ

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日から起算して5日前までに書面により 兵庫県生きがい創造協会に申し出なければならない。なお、既に兵庫県生きがい創造協会に支払いを済ませた広告料の払い戻しは行わない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を中止する日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料は払い戻す。

3 前項の規定により払い戻す広告掲載料には、利息を付さない。

15. 広告掲載料の返還

第 15 条 兵庫県生きがい創造協会は、7 日間を超えて「ひょうごインターキャンパスホームページ」の運営を一時停止した場合、掲載しなかった日数に応じて、第 11 条第 1 項の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利息を付さない。

16. 広告の変更

第 16 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1ヶ月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、「広告掲載内容(変更)申込書」(様式第 1 号の 3)により申し込むものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

17. リンク先の変更

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 日前までに書面により、兵庫県生きがい創造協会に届け出るものとする。

18. 広告主の責務

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、指定するリンク先のホームページを不正侵入や改ざん、コンピュータウィルス等から保護するため、万全のセキュリティ対策を行わなければならない。

3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

19. 協議

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、兵庫県生きがい創造協会の判断に従うものとする。

20. その他

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、兵庫県生きがい創造協会が別に定める。

21. 附則

施行期日

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

施行期日

この要綱は平成27年9月1日から施行する。